

障害者基本法（現行）	内閣府規定ぶりイメージ	JDF 改正障害者基本法（案）	論点等
<p>第一章</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この法律は、障害者が、障害者でない者等しく、すべての基本的人権の享有主体であることを確認し、かつ、障害の有無にかかわらず、国民が分け隔てられることなく相互に個性と人格を尊重する社会を実現するため、障害者の権利の実質的な確保並びに障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の権利の実質的な確保並びに障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 （現行法第1条関係）</p> <p>（定義） 第二条 （1）障害の定義を、身体障害、知的障害又は精神障害その他の心身機能の損傷とすること。 （2）障害者の定義を、障害があり、かつ社会における様々な障壁との相互作用により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者とする。 （現行法第2条関係）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、<u>障害者の権利に関する条約の目的を達成し、</u>障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、<u>障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、そのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の権利の促進、保護と尊厳が尊重される社会を実現することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第二条 <u>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>1 障害 身体的、精神的、知的状態が疾病、傷害その他の事情に伴い、その時々<u>の社会的環境において、日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</u></p> <p>2 障害者 前項に定める障害を有する者をいう。<u>（発達障害、高次脳機能障、及び難病その他の疾病により、日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける者を含む。）</u></p> <p>3 障害に基づく差別 次のいずれかをいう。</p> <p>【新設】 一 直接差別 障害に基づいて制限・排除・</p>	<p>○ 総則</p> <p>○ 目的 ◆目的（第一条）について ①現行の障害者基本法の「第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。」が機能しているとは考えにくく、<u>目的（第1条）に「障害者の権利に関する条約の目的を達成し」と明記。</u> ②「障害者の福祉」という文言は、現状の障害者施策においては、「恩恵的な保護」の意味を含むため、削除した。以下の関連条文も同様。この件に関しては、<u>狭義の「障害福祉」を連想させる書きぶり</u>でなく、<u>憲法規定のような広義の福祉を想起させる書きぶりがよい、という意見も。</u></p> <p>○ 定義 ◆定義（第二条）について （1）「障害」及び「障害者」の定義と範囲 JDFは「障害」と「障害者」を定義。 ①基本法の「障害」の定義はできるだけ広い範囲にすることが基本となっている。 ②差別禁止法との関連で、JDF案では外形上の異形（ユニークフェイス等）は、第1項の「その他の事情に伴い、その時々<u>の社会的環境において・・・</u>」の中に含まれると解釈される。 ③過去の経歴、障害があるとみなされること等による不利益（差別等）については、JDFでは差別禁止法（仮称）に別途設けている。 ④状態に変動のある難病や精神障害の当事者を排除しがちな「継続的に」という文言は削除。ただし、一時的な怪我や病気などは、障害（者）に含まないと解釈されるため、例えば「間歇的な」などの新しい文言が提案された。 （2）「改正事項」の「定義関係」では、障害の定義（範囲）については取り上げられていない。基本法の制定時（1993年）から難病等をはじめとして、障</p>

資料：障がい者基本法対照表

		<p><u>分離・拒否等により不利益となる異なる取り扱いを行うこと。</u></p> <p><u>二 間接差別 形式的には障害を考慮しない中立的な規定や基準の適用、あるいは取り扱いが障害者に不利な結果を招き、又は結果を招く恐れがある行為をおこなうこと。</u></p> <p><u>三 合理的配慮の欠如 次項の合理的配慮を行わないこと</u></p> <p><u>4 合理的配慮 障害者が、他の者と平等に人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するため、障害者の障害の特性等を考慮した必要かつ適切な設備・道具・サービス等における創出、変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。</u></p> <p><u>5 差別の積極的是正措置 障害者の事実上の平等を促進し又は達成するために、国及び地方公共団体が行う必要な特定の措置は、この法律に定める差別と解してはならない。</u></p> <p>(個人をそのままの状態で尊重すること) 第三条【新設】 <u>障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態</u><u>で尊重される権利を有する。</u></p> <p><u>2 障害者は他の者との平等を基礎として、身体</u><u>の自由及び安全についての権利を享有し、いかなる場合も自由の剥奪は障害の存在により正当化されない。</u></p> <p>(地域生活を営む権利)【新設】 第四条 <u>障害者は、障害に基づくいかなる差別を受けること</u><u>なく、自己の選択と決定に従って、必要とする支援を受けながら、地域において自立した生活を営み、あらゆる社会的活動に参加する権利を有する。</u></p> <p><u>2 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会</u><u>における生活の支援並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービ</u></p>	<p>害の範囲に含めることについては、長年の懸案であったにもかかわらず、検討の結果に反映されていないことは極めて不十分。</p> <p>(3) 障害に基づく差別の類型(直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如)、合理的配慮、積極的差別是正措置、について定義が必要。(積極的差別是正措置(アフターマティブ・アクション)には、法定雇用率や、大学における障害者の別枠入学(例:大阪府立大学、四国学院大学)などが挙げられる。)</p> <p>○ 個人をそのまま尊重すること ◆JDF案「そのままの状態を尊重すること」について 条約上の「法的能力」の規定を担保する条文を新設することについて提起があった。このため、権利条約の第12条～14条(法的能力の行使や、恣意的に自由を奪われないこと等)の規定を包括するものとして、権利条約17条(「個人をそのままの状態・・・」の文言を基に、新設。</p> <p>○ 地域生活を営む権利 ◆「地域生活」について【新設】 条約第十九条を踏まえて、障害者は、障害に基づくいかなる差別を受けることなく、他の者と平等に、地域において自立した生活を営み、あらゆる社会的活動に参加する権利がある。そのために必要なパーソナル・アシスタンスを含む支援サービスを受ける権利があることを明示する。この支援サービスは、本人の選択と同意に基づく機会の均等を保障するものでなければならず、かつ、障害の種類、程度による選択肢の制限を設けるものであってはならない。</p>
--	--	--	---

<p>(基本的理念)</p> <p>第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>(基本的理念)</p> <p>第三条 (1) すべて障害者は、障害者でない者と等しく、すべての基本的人権の享有主体として個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するものとする。 (現行法第3条第1項関係) (2) すべて障害者は、障害者でない者と等しく、自らの判断により地域において生活する権利を有するとともに、自らの決定に基づき、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を有するものとする。 (現行法第3条第2項関係) (3) すべて障害者は、手話等の言語その他の障害の種類に応じた意思疎通の手段の確保の重要性にかんがみ、日常生活及び社会生活において、可能な限り容易にそれを使用することができるよう配慮されなければならないこと。 (新設)</p> <p>差別の禁止 (新設) (1) 何人も、障害を理由とする差別 (障害者が、障害者でない者と実質的に平等に活動することを可能とするため、個々の場合に必要とな</p>	<p>スを講じなければならない。</p> <p>(言語及びコミュニケーションに関する権利)</p> <p>【新設】 第五条 言語とは、音声言語、手話及び他の形態の非音声言語をいう。 2 コミュニケーション手段とは、あらゆる生活の場において、言語若しくは点字、手話通訳者、筆談、要約筆記、指文字、触手話、指点字、手書き文字その他の方法による通訳、拡大文字、音声サービス、文字情報サービス、写真・図画、ひらがな及び平易な表現による表記その他の自ら選択する適切なコミュニケーション手段 (以下「コミュニケーション手段」という) をいう。 3 障害者は、自ら選択する言語及びコミュニケーション手段を使用して、生活を営む権利を有する。</p> <p>(基本的理念)</p> <p>第六条 (現第三条) 1 変更なし 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有する。 3 変更なし</p>	<p>○ 言語及びコミュニケーションに関する権利 ◆言語としての手話 JDF 案「言語及びコミュニケーションに関する権利について【新設】。広辞苑に手話の言語性が規定されていることもあり、定義に入れ込むことの可否はともかく、コミュニケーション、情報補償の部分等、どこかで規定が可能との感触。</p> <p>○ 基本的理念 ◆基本的理念について ○JDF、PT は、障害者の権利規定をまず置き、その後、国や自治体等の施策について規定 OPT の「自己決定の権利」については、文言の使用には難色を示される。同意義として「自己選択の尊重」など。JDF 側は障害の脈絡での「自己決定」という文言の持つ重要性を強調している。</p>
---	---	---	---

<p>(国及び地方公共団体の責務) 第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。</p> <p>(国民の理解) 第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(国民の責務) 第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。 2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよ</p>	<p>る合理的な変更又は調整が実施されないことを含む。以下同じ。)その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。(現行法第3条第3項関係)</p> <p>(2) 国は、障害を理由とする差別の防止に関する普及啓発を図るため、障害を理由とする差別に該当するおそれのある事例の収集、整理、及び提供を行うものとする。 (新設)</p> <p>7. 国及び地方公共団体の責務 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援する責務を有すること。(現行法第4条)</p> <p>国民の理解 国及び地方公共団体は、第三条に定める基本的理念に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないこと。(現行法第5条関係)</p> <p>6. 国際的協調 (新設) 障害者の権利の実質的な確保並びに障害者の自立及び社会参加の支援が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、障害者に関する施策は、国際的協調の下に行われなければならないこと。</p> <p>8. 国民の責務 国民は、障害の有無にかかわらず、分け隔てられることなく相互に個性と人格を尊重する社会を実現するため、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう努めなければならないこと。(現行法第6条関係)</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務) 第七条 (現第四条) 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別を禁止する措置をとるとともに、障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、<u>障害者の権利を保障する責務</u>を有する。</p> <p>(国民の理解) 第八条 (現第五条) 変更なし</p> <p>(国民の責務) 第九条 (現第六条) 国民は、<u>障害者の権利と尊厳を確保及び促進</u>するよう努めなければならない。 2 <u>国民は、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</u></p>	<p>○ 国及び地方公共団体の責務 ◆「国及び地方公共団体の責務」の見直し (1) 国及び地方公共団体、または事業者の責務として、<u>障害の特性やニーズを踏まえた「合理的配慮の提供」等の必要な支援を義務づける規定を明記する必要がある。</u>特に国及び地方公共団体には、差別を禁止する措置において、事業者が「合理的配慮の提供」を実施することができるための財政的技術的支援を含む必要な措置を行なう責務があることを明確にする必要がある。 (2) 関係する個別実定法の運用を検証し、必要に応じた見直しを具体的に担保するためには、事業者を含む施策の実施者に対して原則的に義務規定を明記し、実施者側が目標値を達成できなかった場合、実施者側に対して少なくともその説明義務を課すとともに、可能性のある改善目標の達成に向けてのプランの提出を義務づけることが必要である。 (3) <u>合理的配慮については、特に、①教育、②雇用、③バリアフリーの分野に対する考え方が明確に示されていないことから、これらの分野についても、国・地方公共団体・事業者等が適正な措置を行う責務を明文化する必要がある。</u></p> <p>○ 国民の責務 ◆「国民の責務」(第六条)の「社会連帯の理念に基づき」(2項)は、社会全体で障害者を一方的に保護していこうとする考え方が含まれているため使用しない。</p>
---	--	--	---

<p>う努めなければならない。</p> <p>(障害者週間) 第七条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。 2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。 3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(施策の基本方針) 第八条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。 2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。</p> <p>(障害者基本計画等) 第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害者の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進</p>	<p>9. 障害者週間 国民の間に広く障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、障害者週間を設けること。(現行法第7条関係)</p> <p>10. 施策の基本方針 (1) 障害者に関する施策は、障害者の自立及び社会参加を困難にする社会的な要因を除去する観点から、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないこと。(現行法第8条第1項関係) (2) 障害者に関する施策を講ずるに当たっては、障害の種類及び程度による支援の格差が生ずることのないよう配慮がなされるとともに、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、自らの判断により地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないこと。(現行法第8条第2項関係) (3) 障害者に関する施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、当該意見が尊重されなければならないこと。(新設)</p> <p>11. 障害者基本計画等 政府は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関</p>	<p>(障害者週間) 第十条 (現第七条) 国民の間に広く障害者の権利と尊厳の確保と促進についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。 2 変更なし 3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施する。</p> <p>(施策の基本方針) 第十一条 (現第八条) 障害者に関する施策は、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。 2 障害者に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自己決定・自己選択が保障され(支援を受けた自己決定を含む)、かつ、障害者が、地域において自立した日常生活を営み、社会に参加する機会が確保及び促進されなければならない。 3 国及び地方公共団体は、必要な場合、障害者の自己決定を支援する施策を講じなくてはならない。 4 国及び地方公共団体は、障害者に関する施策の策定、実施においては、障害者・障害者団体の参画を保障しなければならない。 5 国及び地方公共団体は、障害者に関する施策の策定、実施においては、一般国民と比較可能な障害者の生活実態調査に基づいて行わなければならない。</p> <p>(障害者基本計画等) 第十二条 (現第九条) 政府は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に</p>	<p>○ 障害者週間</p> <p>○ 施策の基本方針 ◆「施策の基本方針」(第八条関係)の見直し (1) 障害者の福祉に関する法規・施策は、障害者権利条約及び障害者基本法の規定に従って制定・実施されなければならないという趣旨を明確にすること。 (2) 第2項(障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。)では、目的(第1条)や基本的理念(第3条)に入っている「社会参加」の文言が使われていない。この点は、明らかに基本法の「施策の基本方針」には「社会参加」の施策は枝葉部分の低い位置にしか位置づけられていないことを意味している。「施策の基本方針」には、「社会参加」を明確に位置づけることが必要である。また、同項の「可能な限り」という制約的な文言は、削除すべきである。 (3) 「障害者の自主性」の部分も、障害者が権利主体ということをより明確にするために、「障害者の自立と自己決定の保障」を明確にすることが必要である。 (4) 障害者施策の策定とその評価は、一般国民との比較可能な障害者の生活実態調査の結果を踏まえてはならず、権利条約第31条の「統計及びデータ収集」に違反している可能性があるため、確実なデータに基づかないまま、障害者の権利を侵害するような施策立案、法制化が行われており、こうした「実態調査に基づく施策の立案」を「施策の基本方針」に位置づけ、施策化の根拠にすべきであることを明示する</p>
---	--	--	--

現行障害者基本法	内閣府 規定ぶりイメージ	JDF 試案	コメント等
<p>を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。</p> <p>7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。</p>	<p>する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（現行法第9条第1項関係）</p>	<p>関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2～9 変更なし</p>	

<p>(法制上の措置等) 第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。</p> <p>(年次報告) 第十一条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。</p> <p>第二章 障害者の福祉に関する基本的施策</p> <p>(医療、介護等) 第十二条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。 5 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体</p>	<p>(法制上の措置等) 第十三条 (現第十条) 変更なし</p> <p>(年次報告) 第十四条 (現第十一条) 変更なし</p> <p>第二章 障害者に関する基本的施策</p> <p>(医療、保健等) 第十五条 (現第十二条) <u>障害者は、心身の体調を自らの意思で良好に保ち、自らの望む日常生活と社会参加を果たすために、医療、保健及びリハビリテーション(以下「医療等」と称す)を障害者の判断と選択によって利用できる権利を有する。</u> 2 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療等の提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。 3 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療等の研究、開発及び普及を促進しなければならない。 4 国及び地方公共団体は、<u>難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制</u></p>	<p>(法制上の措置等) 第十三条 (現第十条) 変更なし</p> <p>(年次報告) 第十四条 (現第十一条) 変更なし</p> <p>第二章 障害者に関する基本的施策</p> <p>(医療、保健等) 第十五条 (現第十二条) <u>障害者は、心身の体調を自らの意思で良好に保ち、自らの望む日常生活と社会参加を果たすために、医療、保健及びリハビリテーション(以下「医療等」と称す)を障害者の判断と選択によって利用できる権利を有する。</u> 2 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療等の提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。 3 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療等の研究、開発及び普及を促進しなければならない。 4 国及び地方公共団体は、<u>難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制</u></p>	<p>◆第二章のタイトル(障害者の福祉に関する基本的施策)を「障害者に関する基本的施策」に変更する。 第二章は、基本法の構成においては各則にあたり、関係する障害者施策に大きな影響を与える重要な意味をもっている。権利条約の最も重要なコンセプトは、障害のある人を旧来の福祉的保護の対象から権利の主体として明確に位置づけたことにあり、その条約のコンセプトに対応させていくためには、第2章のタイトルを「障害者に関する基本的施策」に変更して、各条文全体の見直しを行い、条文ごとに、まず、障害者が権利主体であることを明示し、それを踏まえて国及び地方協団体または事業者の責務を示すことが重要である。</p> <p>○ 医療、介護 ◆「医療、介護等」(第十二条) 「医療、保健及びリハビリテーション」とし、介助を含む福祉サービス等の生活支援は、「地域生活を営む権利」(第三条)の主な課題として位置づける。 また、第三章(障害の発生予防に関する基本的施策)の削除(P. 8参照)に伴い、「障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進」については、本条の4項に位置づけた。</p>
---	--	--	---

<p>障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。</p> <p>6 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。</p> <p>(年金等) 第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(教育) 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。</p>	<p>年金等</p> <p>国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならないこと。</p>	<p>限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。</p> <p>5 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療等その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>6 国及び地方公共団体は、第一項から前項までに規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>7 5と変更なし</p> <p>8 6と変更なし</p> <p>(年金等) 第十六条（現第十三条） 障害者は、自立及び社会生活の安定に必要な社会保障の権利を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(教育) 第十七条（現第十四条） 障害者は、いかなる障害に基づく差別を受けることなく、教育を受ける権利を有し、その機会を保障される。</p> <p>2 障害者は、本人の望む地域又は教育機関等で、障害のない者と共に学ぶ権利を有する。</p> <p>3 障害者並びにその保護者は、本人の必要に応じた教育の形態を選択する権利を有する。（手話の習得及びろう社会の言語的な同一性を促進することを含む）。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育を実現するための必要な施策を講じなければならない。</p> <p>5 国及び地方公共団体は、障害のある児童が、本人または保護者の選択によつて、本人の生活している地域の小学校、中学校で、同一世代の者たちと共に学べるよう必要な支援を行わなければならない。</p> <p>6 国及び地方公共団体は、障害者並びにその</p>	<p>○年金等</p> <p>○教育 ◆教育（第十四条） (1) 条約（第24条2）で明記されているように、基本的には障害のある児童・生徒が本人の生活している地域社会において、障害のない児童生徒と一緒に教育を受ける権利があることを明示する。 (2) インクルーシブ教育の基本は、入り口から分けない（異別取扱いの禁止）ことを原則とする立場から、関係法令の見直しを行ない、すべての障害のある児童生徒・学生に合理的配慮の提供を行うことを含めて学校現場の受け入れ条件を整備し、本人・保護者の選択と希望に基づく就学先を決めていくことが必要である。 (3) 聴覚障害があることが判明した場合は、手話環境を整備し言語発達（言語としての手話と日本語の基礎を獲得すること）が保障される必要がある。本人の意思により、ろう学校教育あるいは障害のない児童生徒と一緒に教育を受けることを選択できるようにすべきと考える。 (4) ろう学校教育の場合は、言語としての手話および手話によるコミュニケーションが保障されることが必要であり、障害のない児童生徒と一緒に教育を受ける場合は、日本語（手話を含む）によるコミュニケーションが保障されることが必要である。 (5) 第十四条の構成については、第1項～第3項に示す権利に対応して、第4項以降の施策・措置等を規定している。第1項の包括的な権利に対応</p>
---	--	--	---

<p>(職業相談等)</p> <p>第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査及び研究を促進しなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(雇用の促進等)</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、障害者の雇を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。</p> <p>2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇の場を与えるとともに適正な雇管理を行うことによりその雇の安定を図るよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者を雇する事業主に対して、障害者の雇のための経済的負担を軽減し、もつてその雇の促進及び継続を</p>	<p>保護者が、本人の必要に応じた教育の形態を選択することができるよう、学習環境の整備その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>7 国及び地方公共団体は、障害者が、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他の教育機関において教育（生涯教育を含む）を受けるための必要な支援と合理的配慮を行うとともに、教育機関が必要な支援と合理的配慮を行うための措置を講じなければならない。</p> <p>8 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。</p> <p>(労働及び雇用)</p> <p>第十八条（現第十五条及び第十六条） 障害者は多様な働く場が保障され、自らを選択した場で、労働者として働く権利を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者の働く権利を保障し、その選択の自由を尊重する立場から、必要な就労支援の施策並びに関連施策を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者が継続して働き生活することができるよう、環境整備や合理的配慮を含む必要な支援が確保されるための施策を講じると共に、障害者の優先雇用等の施策を講じなければならない。</p> <p>4 事業主は、障害者の働く権利を保障するため、行政や関係機関と連携し、環境整備や合理的配慮を含む必要な支援を行い、安定した雇を図るよう努めなければならない。</p> <p>5 国及び地方公共団体は、障害者の労働及び雇における均等待遇が保障され、障害者の地域生活を可能とする所得が確保されるよう、事業主への助言・指導並びに経済的支援などの必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>して、第4項のインクルーシブな教育に関する規定を設けた。また第2項には第5項が、第3項には第6項が対応する。第7項以降は、第1～3項全体に対応していると考えられる</p> <p>○雇用・労働</p> <p>◆「職業相談」（第十五条）及び「雇の促進等」（第十六条）</p> <p>タイトルの「促進」は権利性がなく適切ではないため、タイトルは、「労働及び雇用」に変更する。</p> <p>(1) ここでは、「働く権利の保障」についての原則を明示し、具体的な内容については、障害者自立支援法や雇促進法などで位置づけ見直しを行う。また、「能力に応じて適切な職業」「障害者に適した職種及び職域」「その有する能力を正当に評価」などの、「障害を個人に帰する」ような表現は、権利条約の時代に使うべきではない。</p> <p>(2) 「職業相談等」（第15条）の一般雇に位置づけられていない現状の地域における作業所や授産施設等の「作業活動」や「職業訓練」（第15条の3）の場が、労働者としての権利がないまま働く場になっている実態を踏まえて、雇の場への移行を図るための適切な措置の必要性を明示する必要がある。</p> <p>(3) 条約の第27条（労働及び雇用）は、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働市場及び労働環境において、障害のある人の労働の権利を広く認めている。従来のように一般雇の範囲から除外して、「作業活動」や「職業訓練」という枠の中で、労働の権利とはとても言えない低額な工賃収入等しか得られない制度の実態を放置してきた問題に対しては、賃金補填制度の導入を含めて抜本的に見直していくことが必要である。</p>
--	---	--

<p>図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(住宅の確保) 第十七条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(公共的施設のバリアフリー化) 第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。</p> <p>2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。</p>	<p>(住宅) 第十七条 国及び地方公共団体は、<u>障害者の地域社会にける生活の安定</u>を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>公共的施設のバリアフリー化 1 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならないこと。</p> <p>2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならないこと。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が、地域間における整備等の水準に格差が生ずることなく、総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならないこと。</p> <p>4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならないこと。</p> <p>5 国及び地方公共団体は、障害者が障害者でない者と実質的に同等に容易に官公庁施設、交通</p>	<p>(住宅の確保) 第十九条 (現第十七条) 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進し、<u>適切な利用ができる</u>よう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>(公共的施設のバリアフリー化) 第二十条 (現第十八条) <u>障害者は、可能な限り、自立〔自律〕して自ら選択する方法で、自ら選択する時に、移動することができる権利を有する。</u></p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。</p> <p>3 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用において、<u>必要な合理的配慮を行うこと</u>によって、障害者の自立及び社会参加を支援するよう努めなければならない。</p> <p>4 3と変更なし 5 4と変更なし</p>	<p>○ 住宅の確保</p> <p>○ 公共的施設のバリアフリー化</p>
---	--	--	---------------------------------------

<p>(情報の利用におけるバリアフリー化) 第十九条</p> <p>国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。</p>	<p>施設その他の公共的施設を利用できるよう、個々の場合に必要となる合理的な変更又は調整が実施されることを確保するために必要な施策を講じなければならないこと。(現行法第18条関係)</p> <p>情報の利用におけるバリアフリー化</p> <p>1 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電子通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならないこと。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮するとともに、<u>とりわけ災害情報の提供の実施に際して、障害者の特性に配慮した伝達手段が確保されるような必要な施策を講じなければならないこと。</u></p> <p>3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない</p>	<p>(情報及びコミュニケーション) 第二十一条(現第十九条)</p> <p><u>障害者は、あらゆる場面において、必要な情報及びコミュニケーション手段の使用が保障される権利を有する。</u></p> <p><u>2 国及び地方公共団体は、障害者があらゆる場面において、自らが選択するコミュニケーション手段を使用して生活を営むことができるよう、必要な施策を講じなければならない。</u></p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。</p> <p>4 2と変更なし</p> <p>5 3と変更なし</p> <p>(政治参加)【新設】 第二十二条</p> <p><u>障害者は、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の入手等を行う権利を有する。</u></p> <p><u>2 国及び地方公共団体は、障害者の選挙における権利を保障するため、下記の事項を含む必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 選挙に関する情報が適切に提供されるための研修、人材の確保、設備の整備、技術的開発と促進。</u></p>	<p>○ 情報の利用におけるバリアフリー化 ◆ (第十九条)について 本条においては、情報の利用と意思の表示の「円滑化、利便の増進」という観点に留まらず、条約の関連条文を踏まえて、あらゆる場面において、自ら選択するコミュニケーション手段を使用し、必要な情報が保障されることの権利性を明確にした</p> <p>○ 政治参加</p>
---	--	---	--

